

**静岡県告示第745号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第1項の規定により伊東市松川漁業協同組合外25組合の遊漁規則を認可したので、同条第7項の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

遊漁規則の公示事項

漁業権の免許番号	漁業権者の名称及び所在地	遊漁対象魚種	遊漁期間	全長制限以下禁止	区域、漁具漁法の制限	遊漁料の納付義務等	遊漁料の額及び納付方法	釣り大会のための遊漁制限	遊漁の制限に係る公示方法	遊漁証に関する事項	遊漁に際し守るべき事項	漁場監視員	違反者に対する措置	遊漁規則施行日
内 共第1号	伊東市松川漁業協同組合 (伊東市鎌田 1301-85)	あゆ あまご にじます	6月1日以降で組合が定める日～10月10日 3月1日以降で組合が定める日～10月31日 1月1日以降で組合が定める日～12月31日	7cm 12cm 12cm	別表(1)	漁場区域内で遊漁しようとする者は、あらかじめ遊漁料を納付しなければならない。	別表(2)	①組合が釣大会等を開催するため遊漁を制限した場合はこれに従わなければならない。 ②組合は前項の制限をしようとする場合は、その10日前までに公示する。	組合掲示板、その他	①組合は遊漁料の納付を受けた時は、遊漁証を交付する。ただし、遊漁証はオンラインシステムにより発行される場合あり。 ②遊漁証は他人に、貸与、譲渡してはならない。	①遊漁者は遊漁をする場合には遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があった時はこれを提示しなければならない。 ②遊漁者は遊漁に際し漁場監視員の指示に従わなければならない。 ③遊漁者は相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。 ④遊漁時間は日の出から日没までとする。	①漁場監視員はこの規則の励行に必要十分な指示を行なうことができる。 ②漁場監視員は漁場監視員証を携帯し、かつ監視員であることを示す腕章をつけなければならない。	組合は遊漁者がこの規則に違反した時は、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合すでに納付した遊漁料の払い戻しはしない。	令和6年1月1日
内 共第2号	東伊豆非出資漁業協同組合 (賀茂郡東伊豆町稲取 3354)	あゆ あまご にじます うなぎ	6月1日以降で組合が定める日～12月31日 3月1日～10月31日 3月1日以降組合で定める日～10月31日 3月1日～9月30日	12cm 13cm	同上	同上	同上	①②同上	組合掲示板、伊豆新聞	①②同上	①②③同上	①②同上	同上	同上
内 共第3号	河津川非出資漁業協同組合 (賀茂郡河津町峰 731)	あゆ あまご にじます うぐい うなぎ おいかわ もくずがに	6月1日以降で組合が定める日～12月31日 3月1日～10月31日 " " 3月1日～9月30日 7月20日～2月末日 10月1日～2月末日	12cm 13cm 13cm 甲長5cm	同上	同上	同上	①②同上	伊豆新聞	①②同上	①②③同上 ⑤川底を攪拌することを禁止(豊泉橋上流端より河口まで、10月11日より12月31日まで)	①②同上	同上	同上
内 共第4号	稲生沢川非出資漁業協同組合	あゆ あまご うなぎ	6月1日～12月31日 3月1日～10月31日 3月1日～9月30日	12cm 20cm	同上	同上	同上	①②同上	組合掲示板、伊豆新聞	①②同上	①②③同上 ⑥遊漁時間は日の出1時間前から	①②同上	同上	同上

	(下田市河内 397-2)	おいかわ もくずがに	周年 10月1日～4月30日	甲幅 5cm					開		日没1時間後まで (ただしうなぎ、 もくずがには夜 間も可)			
内 共 第5号 内 共 第6号	那賀川非出 資漁業協同 組合 (賀茂郡松 崎町松崎 211)	あゆ あまご おいかわ	6月1日以降で組合が 定める日～12月31日 3月1日以降で組合が 定める日～9月30日 周年	7cm 12cm 7cm	同上	同上	同上	①②同 上	組合掲 示板、 伊豆新 聞	①②同上	①②③同上	①②同 上	同 上	同上
内 共 第7号	仁科川非出 資漁業協同 組合 (賀茂郡西 伊豆町仁科 923)	あゆ あまご うなぎ おいかわ	6月1日以降で組合が 定める日～12月31日 3月1日以降で組合が 定める日～10月31日 6月1日～9月30日 6月1日～翌年3月31 日	15cm 20cm	同上	同上	同上	①②同 上	組合掲 示板、 町広報	①②同上	①②③同上 ⑦川底を攪拌す ることを禁止(岩 谷戸堰堤から築 地橋上流起伏堰 まで、11月1日～ 11月30日(ただ し、産卵状況によ り組合が定める 日まで))	①②同 上	同 上	同上
内 共 第8号	狩野川漁業 協同組合 (伊豆の国 市大仁 901)	あゆ あまご にじます うなぎ こい うぐい おいかわ もくずがに	5月20日以降で組合が 定める日～1月31日 3月1日～9月30日 3月1日～10月31日 3月1日～9月30日 周年 " " 10月1日～12月31日	12cm 12cm 26cm 20cm 12cm 5cm 甲長 5cm	同上	同上	同上	①②同 上	組合掲 示板、 静岡新 聞	①②同上	①②③同上 ⑧全魚種の漁業 は夜明けから日 没までとする(う なぎ漁は除く)	①②同 上	同 上	同上
内 共 第9号 内 共 第10号	鮎沢川漁業 協同組合 (御殿場市 深沢 1413)	あまご にじます うぐい	3月1日以降で組合が 定める日～9月30日 11月1日以降で組合が 定める日～翌2月20日 3月1日以降で組合が 定める日～9月30日	12cm " "	同上	同上	同上	①同 上 ②前項の制限 については5 日前までに公 示する。	組合掲 示板	①②同上	①②③同上	①②同 上	同 上	同上
内 共 第11号	富士宮市非 出資漁業協 同組合 (富士宮市 弓沢町 150)	あまご にじます	3月1日以降で組合が 定める日～10月15日 周年	12cm "	同上	同上	同上	①同 上 ②前項の制限 については10 日前までに公 示する。	組合掲 示板、 静岡新 聞	①②同上	①②③同上	①②同 上	同 上	同上

内 共 第 12 号	芝川観光非 出資漁業協 同組合 (富士宮市 猫沢 55-6)	あゆ あまご にじます	6月1日～11月30日 3月1日～10月15日 周年	10cm 15cm "	同上	同 上	同上	①②同 上	組合掲 示板、 静岡新 聞	①②同上	①②③同上	①同 上 ③漁場監視 員は漁場監 視員証を携 帯し、かつ 漁場監視員 であることを 表示する 腕章または 監視員帽子 をつけるも のとする。	同 上	同上
内 共 第 13 号	興津川非出 資漁業協同 組合 (静岡市清 水区但沼町 82-1)	あゆ うなぎ あまご にじます おいかわ もくずがに	5月20日以降で組合が 定める日～12月31日 4月1日～9月30日 3月1日～10月14日 " あゆ解禁日～翌年3月 31日 10月1日～翌年2月末	10cm 30cm 15cm " 甲幅 5cm	同上	同 上	同上	①②同 上	組合掲 示板	①②同上	①②③同上	①同 上 ②漁場監視 員は漁場監 視員証を携 帯し、かつ 監視員であ ることを示 す腕章をつ けなければ ならない。	同 上	同上
内 共 第 14 号	安倍藁科川 漁業協同組 合 (静岡市葵 区 安 西 4-70-2)	あゆ うなぎ にじます あまご おいかわ	6月1日以降で組合が 定める日～11月30日 4月1日～9月30日 周年 3月1日～10月31日 1月1日～11月30日	7cm 30cm 12cm "	同上	同 上	同上	①②同 上	組合掲 示板	①②同上	①②③同上 ⑨川底を攪拌す ることを禁止(安 倍川大橋上流端 ～東名安倍川橋 上流端及び藁科 川橋上流端～安 倍川合流点、10 月11日～12月31 日) ⑩遊漁者は、遊漁 に際しては、全魚 種の灯火を使用 する漁法を行っ てはならない。全 魚種の遊漁は、夜 明けから日没ま でとする。ただ し、うなぎ漁業に ついては除く。	①②同 上	同 上	同上
内 共 第 16 号	瀬戸川朝比 奈川非出資	あゆ あまご	6月1日～12月31日 3月1日～9月30日	7cm 12cm	同上	同 上	同上	①②同 上	組合掲 示板	①②同上	①②③同上	①②同 上	同 上	同上

	漁業協同組合 (藤枝市平島 665-63)	おいかわ	周年	5cm										
内 共 第 17 号	大井川非出資漁業協同組合 (島田市中溝 4-2-5) 新大井川非出資漁業協同組合 (島田市川根町家山 355-2)	あゆ うなぎ あまご	6月1日～12月31日 4月1日～9月30日 3月1日～9月30日	10cm 30cm 12cm	同上	同上	同上	①②同上	組合掲示板、静岡新聞	①②同上 ③遊漁証に番号、氏名、年齢の無いものは無効。 ④遊漁証は再交付しない。	①②③同上 ①静岡県漁業調整規則第37条の内容 ②遊漁の時間は日の出から日没まで。(ただし、うなぎ漁業は日没後も行うことができる)	①②同上	同上	同上
内 共 第 18 号	井川漁業協同組合 (静岡市葵区井川 964)	あまご いわな	3月1日～10月31日 "	12cm "	同上	同上	同上	①②同上	組合掲示板、釣り場案内等	①②同上	①②③同上	①②同上	同上	同上
内 共 第 19 号	原野谷川非出資漁業協同組合 (掛川市上垂木 2907-1)	あまご にじます	3月1日～10月31日 周年		同上	同上	同上	①②同上	ホームページ SNS	①②同上	①②③同上	①②同上	同上	同上
内 共 第 20 号	太田川漁業協同組合 (周智郡森町問詰 1115-1)	あゆ うなぎ あまご おいかわ	6月1日～12月31日 6月1日～9月30日 3月1日～9月30日 周年	7cm 15cm 12cm 7cm	同上	同上	同上	①②同上	組合掲示板、静岡新聞	①②同上	①②③同上	①②同上	同上	同上
内 共 第 21 号	天竜川漁業協同組合 (浜松市天竜区米沢 273-1)	あゆ うなぎ うぐい あまご こい ふな おいかわ にじます わかさぎ	6月1日～12月31日 3月1日～9月30日 周年 3月1日～10月31日 周年 " " " " 1月1日～2月末日及び 6月1日～12月31日	8cm 15cm 8cm 12cm 20cm 5cm 5cm 12cm 5cm	同上	同上	同上	①②同上	組合掲示板、静岡新聞	①②同上	①②③同上 ③川底を攪拌することを禁止(二俣川、横山川、西川、小芋川、一雲濟川、天竜河内川、浜北大橋上流端から河口まで)	①②同上	同上	同上
内 共 第 22 号	佐久間ダム非出資漁業協同組合 (浜松市天)	あゆ あまご おいかわ	6月1日以降で組合が定める日～12月31日 3月1日～9月30日 3月1日～10月31日	12cm	同上	同上	同上	①②同上	組合掲示場	①②同上	①②③同上	①②同上	同上	同上

	竜区佐久間町佐久間2666-2)													
内共第23号	佐久間ダム非出資漁業協同組合 (浜松市天竜区佐久間町佐久間2666-2) 下伊那漁業協同組合 (長野県飯田市松尾明7499)	こい	周年	20cm	同上	同上	同上	①②同上	組合掲示板、中日新聞	①②同上	①②③同上	①②同上	同上	同上
内共第24号	阿多古川漁業協同組合 (浜松市天竜区上野881-1)	あゆ あまご にじます	6月1日～12月31日 3月1日～9月30日 "	8cm 12cm "	同上	同上	同上	①②同上	組合掲示板、静岡新聞	①②同上	①②③同上 ⑭静岡県漁業調整規則37条の内容	①②同上	同上	同上
内共第25号	気田川漁業協同組合 (浜松市天竜区春野町堀之内1010-2)	あゆ うなぎ にじます あまご うぐい おいかわ	6月1日～12月31日 4月1日～12月31日 1月1日～12月15日 3月1日～9月30日 周年 "	10cm 30cm 12cm "	同上	同上	同上	①②同上	組合掲示板、静岡新聞	①②同上	①②③同上 ⑮解禁日以前に、有人でかつ使用する釣竿以外での場所取りを禁止する。これに違反した場合、組合において場所取りした者の同意を得ずに撤去できるものとする。 ⑯脚立・踏み台等の使用はあゆ餌釣時のみ許可する。	①②同上	同上	同上
内共第26号	天竜川漁業協同組合 (浜松市天竜区米沢273-1)	あゆ あまご	6月15日～12月31日 3月1日～9月30日	8cm 12cm	同上	同上	同上	①②同上	組合掲示板、静岡新聞	①②同上	①②③同上	①②同上	同上	同上
内共第27号	天竜川漁業協同組合 (浜松市天竜区米沢)	あまご わかさぎ	3月1日～9月30日 1月1日～2月末日及び 6月1日～12月31日	12cm 5cm	同上	同上	同上	①②同上	組合掲示板、静岡新聞	①②同上	①②③同上	①②同上	同上	同上

	273-1)													
内 共 第 28 号	浦川非出資 漁業協同組 合 (浜松市天 竜区佐久間 町浦川 2865 -1)	あゆ  あまご うぐい おいかわ	6月1日以降で組合が 定める日～12月31日 3月1日～9月30日 3月1日～11月30日 "	10cm  12cm 10cm 7cm	同上	同上	同上	①②同 上	—	①②同上	①②③同上	①②同 上	同 上	同上
内 共 第 29 号	入野漁業協 同組合 (浜松市中 央区入野町 4702-18)	うなぎ	4月1日～10月31日	25cm	同上		同上	①②同 上	—	—	⑰組合員の漁具 及び鰻筒などの 仕掛けを移動し たり、破損(根が かりをしてロー プを切断する等) をしてはならな い。 ⑱夜釣りは禁止 (日の入りから日 の出まで)とす る。	①②同 上	同 上	同上
内 共 第 30 号 内 共 第 31 号	都田川非出 資漁業協同 組合 (浜松市浜 名区引佐町 洪 川 4375-1)	あゆ	6月1日以降で組合が 定める日～12月31日	10cm	同上	漁場区 域内で 遊漁し ようとする者 は、あら かじめ 遊漁料 を納付し なければ ならない。	同上	①②同 上	組合掲 示板	①組合は 遊漁証の 納付を受 けた時 は、遊漁 証を交付 する。 ただし、 遊漁証は オンライン システム により発 行される 場合も あり。 ②遊漁証 は他人 に、貸与、 譲渡して はならな い。	①②③同上	①②同 上	同 上	同上

別表（1）区域、漁具漁法等の制限

内共番号	漁協名	魚種	漁法	規模等	区域	期間			
1	伊東市松川	あゆ	友釣	掛鉤はイカリ鉤1段又はチラシ（ヤナギ）鉤2本以内	新八代田橋上流端から渚橋上流端まで	6月1日以降で組合が定め公示する日から10月10日まで			
			餌釣	餌は魚肉に限る。アミ・ポーブラの使用を禁止。掛鉤の使用は禁止。					
			疑似餌釣	ドブ釣			使用針は7本以内		
				流し毛針			使用針は2本以内		
		あまご	疑似餌釣	ルアーフライテンカラ	赤化け及びワーム、ワームオイルの使用を禁止	奈畑川合流点より梅の木公園渡り石まで	3月1日以降で組合が定め公示する日から10月31日まで		
						新八代田橋上流端から渚橋上流端まで			
		にじます	疑似餌釣	ルアーフライテンカラ	赤化け及びワーム、ワームオイルの使用を禁止	奈畑川合流点より梅の木公園渡り石まで	3月1日以降で組合が定め公示する日から10月31日まで		
梅の木公園渡り石から奥野ダム軸上流300mまで	1月1日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで								
2	東伊豆	あゆ	友釣	掛針、いかり針は4本1段以内、チラシ針は2本以内のいずれか	基点第4号(東伊豆町大字白田字壺下211-2の町営プール東南端)と基点第5号(東伊豆町片瀬504地先の白田川左岸海岸防潮堤東南端)を結ぶ線(以下「河口」という)から第3堰堤下流端まで	6月1日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで			
					第3堰堤上流端から第5堰堤下流端まで				
					第5堰堤上流端から第15堰堤下流端まで				
			餌釣	シラスのみ、コマセ禁止	河口から第1堰堤下流端まで	8月1日から8月31日まで			
					第1堰堤上流端から第15堰堤下流端まで	6月1日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで			
					第1堰堤上流端から第15堰堤下流端まで	6月1日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで			
		うなぎ	餌釣	置針禁止	河口から第15堰堤下流端まで	3月1日から9月30日まで			
				もじり			5本以内		
		にじます	餌釣	ルアー釣 フライ釣	河口から第5堰堤下流端まで	3月1日以降で組合が定め公示する日から10月31日まで			
				テンカラ釣			針1本		
		あまご	餌釣	ルアー釣 フライ釣	針1本	全区域(ただし河口から第1堰堤下流端までは除く)	3月1日から10月31日まで		
								テンカラ釣	針1本



3	河津川	あゆ	友釣	針はイカリ1段4本以内、チラン3本以内(疑似おとり使用禁止)	全区域	6月1日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで
			餌釣	針1本(アミ、赤虫の使用禁止)	来宮橋から下流	7月20日から10月10日まで
					河津橋から上流	8月1日から10月10日まで
			どぶ釣	針3本以内	全区域	6月1日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで
		あまごにじますうぐい	餌釣 ルアー釣 フライ釣 テンカラ釣	針1本	全区域	3月1日から10月31日まで
		おいかわ	餌釣	針1本	来宮橋から下流	7月20日から2月末日まで
		うなぎ	餌釣		全区域	3月1日から9月30日まで
	もじり	口径12cm以内				
	もくずがに	もじり	1人3籠以内		10月1日から2月末日まで	
4	稲生沢川	あゆ	友釣	掛針はイカリ針1段4本以内又はチラン針2本以内	全区域	6月1日から12月31日まで
			餌釣	針1本、魚肉ミンチ禁止		7月1日から12月31日まで
			どぶ釣	針3本以内		6月1日から12月31日まで
		あまご	餌釣 ルアー釣 フライ釣 テンカラ釣	針1本		3月1日から10月31日まで
			流し毛針釣	針5本以内、リール禁止		
		おいかわ	餌釣	針1本		周年
			流し毛針釣	針5本以内		
		うなぎ	餌釣	置針禁止		3月1日から9月30日まで
			もじり			
		もくずがに	もじり	1人3かご以内		10月1日から4月30日まで
5 6	那賀川	あゆ	友釣	掛針2段以内	全区域	6月1日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで
			餌釣	針1本、魚肉ミンチ禁止		
			どぶ釣	毛針2本以内		
		あまご	餌釣 フライ釣 テンカラ釣	針1本以内		3月1日以降で組合が定め公示する日から9月30日まで
おいかわ	餌釣	針1本以内		周年		
7	仁科川	あゆ	友釣	掛針2段4本以内	全区域	6月1日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで
			どぶ釣	毛針流しは除く		
			餌釣	赤虫の使用は除く		8月10日から12月31日まで

		あまご	餌釣 ルアー釣 フライ釣 テンカラ釣			3月1日以降で組合が定め公示する日から10月末日まで
		うなぎ	餌釣 もじり			6月1日から9月30日まで
		おいかわ	餌釣 和式毛針釣			6月1日から3月31日まで(4月5月は禁漁)
8	狩野川	あゆ	友釣	掛針はイカリ針1段又はチラン針2本のいずれか、リール禁止(擬似おとり禁止)	全区域	5月20日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで
			どぶ釣	擬似釣		
			ゴロ引き		狩野川石堂橋上流端より永代橋上流端まで	
		餌釣		柿田川	5月20日以降で組合が定め公示する日から1月31日まで	
				狩野川本流修善寺橋より上流(大見川含む)	11月1日から12月31日まで	
		ルアー釣	掛針はイカリ針1段又はチラン針2本のいずれか	黄瀬川鮎壺の滝から狩野川放流合流地点までの区間	5月20日以降で組合が定め公示する日から12月31日	
		こい うぐい おいかわ	餌釣	リール付可	全区域	周年
		うなぎ	もじり	内径12cm以内		3月1日から9月30日まで
			置釣	釣2本以内、5仕掛け以内		
			穴釣	釣1本以内に限る		
		あまご	餌釣		全川	3月1日から10月31日まで
			フライ釣 テンカラ釣 ルアー釣	1本釣に限る	全川(柿田川除く)	
		にじます	餌釣		黄瀬川	3月1日から10月31日まで
					全川(柿田川除く)	
			フライ釣 テンカラ釣 ルアー釣	1本釣に限る	全川(柿田川を除く)	3月1日から5月19日まで
					全支流(柿田川除く)ただし、大見川は梅木発電所取水口より上流域、持越川は大堰堤より上流域、黄瀬川は鮎壺の滝より上流域に限る	5月20日から10月31日まで
	黄瀬川(鮎壺の滝より上流域に限る)	10月1日から10月31日まで				
	採捕したにじますはその場で再放流しなければならない	黄瀬川特別区(黄瀬川の五竜の滝から水窪大堰上流端までの区域約3km)	11月1日から2月末日まで			

		もくずがに	もじり	内径 60cm、1 人 5 本まで	全区域	10 月 1 日から 12 月 31 日まで		
			かご	縦 60cm 横 45cm 高さ 20cm、1 人 5 個まで (もじりとかごの上限は合わせて 5 本 (個)以内とする)				
9 10	鮎沢川	あまご	ルアー釣	針 1 本	足柄特定区(鮎沢川紅葉橋堰堤下流端から 金太郎橋上流端までの区域)	3 月 1 日以降で組合が定め公示する日 から 9 月 30 日まで		
			毛針釣	再放流しなければならない				
		にじます	餌釣	針 1 本	足柄特定区以外の区域			
			ルアー釣 毛針釣	1 日 3 匹以内				
		うぐい	ルアー釣	再放流しなければならない	足柄特定区		3 月 1 日以降で組合が定め公示する日 から 9 月 30 日まで	
			毛針釣					
		にじます	餌釣	針 1 本	足柄特定区以外の区域			3 月 1 日以降で組合が定め公示する日 から 9 月 30 日まで
			ルアー釣 毛針釣	1 日 3 匹以内				
うぐい	ルアー釣	針 1 本	足柄特定区	3 月 1 日以降で組合が定め公示する日 から 9 月 30 日まで				
	毛針釣	再放流しなければならない						
にじます	餌釣	針 1 本	足柄特定区以外の区域	3 月 1 日以降で組合が定め公示する日 から 9 月 30 日まで				
	ルアー釣 毛針釣	1 日 3 匹以内						
11	富士宮市	にじます	餌釣	針 1 本	神田川特定区(神田川神幸橋下流端から神 田宮橋上流端まで)	周年		
			ルアー釣	ルアー針 10 匹以内	神田川特定区以外の全区域			
			フライ釣	フライ針 10 匹以内				
			テンカラ釣	テンカラ針 10 匹以内				
		あまご	餌釣	針 1 本 10 匹以内(特定区を除く)	全区域		3 月 1 日以降で組合が定め公示する 日から 10 月 15 日まで	
			ルアー釣	ルアー針 10 匹以内	神田川特定区以外の全区域			
			フライ釣	フライ針 10 匹以内				
			テンカラ釣	テンカラ針 10 匹以内				
12	芝川観光	あゆ	友釣	イカリ針 1 段以内又はチラシ針 3 本以 内、擬似おとり禁止	全区域	6 月 1 日から 11 月 30 日まで		
				イカリ針 1 段以内、チラシ針 3 本以内又 は疑似おとり 15 匹以内	あゆ特定区(稲子川(柳橋(上稲子 2453-1 番地先)~仲橋(上稲子 4013 番地先)))			
		毛針釣又は どぶ釣	針 2 本以内	全区域				
			針 2 本以内 15 匹以内	あゆ特定区				
		餌釣	針 1 本以内、コマセ禁止	全区域				
		掛釣	針 6 本以内	富士川本流	10 月 15 日から 11 月 30 日			

		あまご	餌釣	針1本以内	全区域	3月1日から10月15日まで		
			フライ釣					
			ルアー釣					
		にじます	ルアー釣		キャッチアンドリリース区間(稲子川(落合合流より上流)、西沢川及び入山川) にじます特定区(芝川(久保大橋上流120mに存在する堰堤から中電西山堰堤下流端までの区域))			
			フライ釣					
			ルアー釣					
にじます	餌釣	針1本以内	芝川本流及び富士川本流					
	フライ釣							
	ルアー釣		にじます特定区					
13	興津川	あゆ	友釣	チラシ針は2本以内、イカリ針は1段4本以内(リール・擬似オトリ禁止)	全区域	5月20日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで		
			どぶ釣	ルアー・フライを除く				
			掛釣				谷津福山渚下流端から河口までの区域	7月1日から12月31日まで
							小島梨の木堰堤下流端から谷津福山渚下流端までの区域	10月11日から12月31日まで
		うなぎ	餌釣	餌釣は1本以内、置針は5本以内(はえ縄、うげは禁止)	全域	7月1日から12月31日まで		
			置針			4月1日から9月30日まで		
		あまごにじます	餌釣	針1本	全域	3月1日から10月14日まで		
			和式毛針釣	ルアー・フライは除く				
		おいかわ	餌釣		全域	鮎解禁日から翌年3月31日まで ただし、うげは11月1日から2月末までを除く		
			和式毛針釣	ルアー・フライは除く				
			うげ	ガラスうげは除く				
		もくずがに	蟹もじり	蟹もじりは2本以内	全域	10月1日から翌年2月末まで		
			釣					
		14	安倍藁科川	あゆ	友釣	友釣の掛針はイカリ1段4本以内又はチラシ2本、尾びれの端より7cm以内、擬似おとり禁止、リール禁止	全域	6月1日以降で組合が定め公示する日から11月30日まで
どぶ釣	どぶ釣は石川針3本以内				安倍川、大河内堰堤上流端より上流	6月1日以降で組合が定め公示する日から10月31日まで		
掛釣	ゴロ引				安倍川、狩野橋下流端から下流安倍川大橋上流端に至る区域	9月1日から9月30日まで		

		餌釣 流し毛針釣	餌釣は、コマセ釣禁止、その仕掛も禁止、 リール禁止 流し毛針釣は毛針7本以内	安倍川、竜西橋下流端から下流 藁科川、牧ヶ谷橋下流端から下流 丸子川、国道150号広野橋下流端から下流 内牧川、躍動橋下流端から下流 足久保川、飛沢橋下流端から下流 油山川、葵区油山1038の鉄橋下流端から下流 水見色川、株田橋上流端から上流 新聞谷川、新聞大橋上流端から上流	6月1日以降で組合が定め公示する日から11月30日まで	
				安倍川、平野橋上流端より上流100mから上流大河内堰堤の区域(支流は除く) 中河内川、玉川橋上流端から上流 足久保川、飛沢橋下流端から上流	8月16日から11月30日まで	
		うなぎ	穴釣	針1本以内	全域	4月1日から9月30日まで
			置針	針1本5仕掛け以内		
		にじます	餌釣 和式毛針釣	針1本、ルアー禁止	黒俣川、相俣本橋上流端から清沢小学校正門までに至る漁業センター	周年
					上記以外の区域	3月1日から10月31日まで
			フライ釣	針1本、ルアー禁止	安倍川、静岡市大河内堰堤上流端から上流 足久保川、第3号床固工上流端から上流	3月1日から10月31日まで
					安倍川、曙橋上流端から上流大河内堰堤上流端まで 中河内川、安倍川本流との合流点から上流 西河内川、中河内川との合流点から上流 藁科川、清沢橋上流端から上流の区域	3月1日から4月30日まで
					黒俣川、相俣本橋上流端から清沢小学校正門までに至る漁業センター	周年
		ルアー釣	針3本以内(バーブレス)	安倍川、大河内堰堤上流端より上流	3月1日から10月31日まで	
		あまご	餌釣 和式毛針釣	針1本、ルアー禁止	全域	3月1日から10月31日まで
					安倍川、静岡市大河内堰堤上流端から上流 足久保川、第3号床固工上流端から上流	3月1日から10月31日まで
			フライ釣	針1本、ルアー禁止	安倍川、曙橋上流端から上流大河内堰堤上流端まで 中河内川、安倍川本流との合流点から上流 西河内川、中河内川との合流点から上流 藁科川、清沢橋上流端から上流の区域	3月1日から4月30日まで
					黒俣川、相俣本橋上流端から清沢小学校正門までに至る漁業センター	3月1日から10月31日

			ルアー釣	針3本以内(バーブレス)	安倍から、大河内堰堤上流端より上流	3月1日から10月31日まで
		おいかわ	餌釣	シラス、アミエビ禁止	安倍川本支流、竜西橋上流端から上流	3月1日から10月31日まで
			毛針釣		安倍川本支流、竜西橋上流端から上流の区域を除く全域 藁科川本支流、清沢橋上流端から上流の区域を除く全域	1月1日から11月30日まで
16	瀬戸川朝比奈川	あゆ	友釣	掛針4本以内、擬似おとり禁止	全区域	6月1日から12月31日まで
			どぶ釣	針3本以内		
			流し毛針釣	針7本以内		
			追だも	縦40cm、横30cm以内		
		あまご	餌釣	針1本	全区域	3月1日から9月30日まで
			和式毛針釣 フライ釣			
おいかわ	餌釣	針2本以内	全区域	周年		
	流し毛針釣	針7本以内				
17	大井川 新大井川	あゆ	友釣	友釣の針はイカリ針1段4本以内又はチラシ針2本以内、擬似おとり禁止 どぶ釣の針2本以内、コマセ釣禁止 流し毛針釣の針は5本以内、リール禁止	大井川本支流(伊久美川、笹間川、塩郷堰堤上流の大井川本支流を除く)	6月1日から12月31日まで
			どぶ釣		笹間川	6月10日から12月31日まで
			流し毛針釣		伊久美川	
					塩郷堰堤上流の大井川本支流	6月15日から12月31日まで
					島田市川根町葛籠地先大沢合流点付近の標識から笹間渡鉄橋上流端までの大井川	9月1日から12月31日まで
					東海道本線大井川橋下流端から太平橋上流端までの大井川	6月1日から12月31日まで
		餌釣	針2本以内、コマセ釣禁止	島田市川根町葛籠地先大沢合流点付近の標識から笹間渡鉄橋上流端までの大井川	6月1日から12月31日まで	
				島田市川身成字ウラヤマ地先標識から中鶴網神社付近の標識までの大井川		
				国土交通省神座水位測定標から神尾傘岩上流端標識までの大井川		
				相賀橋左岸下流端付近の標識から新大井川橋上流端までの大井川		
		東海道本線大井川橋下流端から太平橋上流端までの大井川				
うなぎ	置針	針1本、10仕掛以内	全区域	4月1日から9月30日まで		
	竿釣	針1本、竿3本以内				
	穴釣	針1本				

		あまご	餌釣 和式毛針釣 フライ釣	針1本	全区域	3月1日から9月30日まで
			ルアー釣	針2か所以内		
18	井川	あまご いわな	餌釣 和式毛針釣 フライ釣 ルアー釣	和式毛針釣は針1本 ルアー・フライ釣はシングル(フック) 針1本	特定区を除く全区域	3月1日から9月30日まで
					特定区(大井川本流の木賊堰堤から二軒小屋ロッジの7.5km間)	4月1日以降で組合が定め公示する日から10月31日まで
19	原野谷川	あまご	和式毛針釣 フライ釣 ルアー釣	シングルフックで2本まで 針は「かえし」のないものか、「かえし」をつぶしたものとする	組合が指定する繁殖保護淵を除く全区域	3月1日から10月31日まで
		にじます	和式毛針釣 フライ釣 ルアー釣	採捕した魚を収納する容器(ビク等、活かし缶等を含む)を携行してはならない 採捕した魚は、その場で速やかに再放流(キャッチアンドリリース)しなければならない		
						冬季にじます特別区(原野谷川ダムから上流、笠掛堰堤まで)
20	太田川	あゆ	友釣	針はイカリ3本又は4本1段以内又はチラシ2本以内	吉川(蔵雲橋)、三倉川(元開橋)より下流	6月1日から12月31日まで
					吉川(蔵雲橋)、三倉川(元開橋)より上流(特別区(棕地川の炭焼の杜・明ヶ島キャンプ事務所上流2kmに漁協が設置した看板から同事務所下流1.5kmに漁協が設置した看板までの区域)を除く)	6月25日から12月31日まで
			どぶ釣 餌釣	針は2本以内	吉川(蔵雲橋)、三倉川(元開橋)より下流	6月1日から12月31日まで
					吉川(蔵雲橋)、三倉川(元開橋)より上流(特別区を除く)	8月1日から12月31日まで
		うなぎ	餌釣 うげ 置針	うげは長さ80cm、口径15cm以内 置針は針10本以内	吉川(蔵雲橋)、三倉川(元開橋)より下流	6月1日から9月30日まで
					吉川(蔵雲橋)、三倉川(元開橋)より上流	6月25日から9月30日まで
		あまご	餌釣 和式毛針 フライフイ ッシング 和式毛針	針は2本以内 その場で再放流(キャッチアンドリリース)しなければならない	全区域(特別区を除く)	3月1日から9月30日まで
					特別区(看板及びロープにて4区画(A、B、C、D)に区分し、1日1区画当たり1グループのみ遊漁を行うことができる)	
		おいかわ	餌釣 流し毛針釣	針は2本以内	全区域(特別区を除く)	周年
		全魚種	餌釣	針は2本以内、撒き餌禁止 あゆの採捕は1人、1日10尾まで	餌釣特別区(吉川の重兵衛淵堰堤上流端から下流300m)	7月1日以降で組合が定め公示する日から8月31日以降で組合が定め公示する日 遊漁時間は午前9時から午後4時まで

21	天竜川	あゆ	友釣	掛針はイカリ針は4本1段以内、チラシ・ヤナギ針は3段以内、チョウ針は2段以内、先針までのハリスは尾びれの端から7cm以内、擬似おとり、リール禁止	河口から秋葉ダムまでの本流、天竜河内川、八幡川、一雲済川	6月1日から12月31日まで
					西川、小芋川、横山川、二俣川、百古里川	6月1日から10月31日まで
			アユルアー釣	ルアーは8cm以上、掛針はイカリ針は4本1段以内、チラシ・ヤナギ針は3段以内、チョウ針は2段以内、先針までのハリスはルアーの後端から7cm以内	河口から秋葉ダムまでの本流、天竜河内川、八幡川、一雲済川、西川、小芋川、横山川、二俣川、百古里川	6月1日から10月31日まで
			餌釣	針は2本以内、針の大きさはアユ餌釣用の2号以下、コマセカゴ等の使用禁止	河口から船明ダムまでの本流、八幡川、一雲済川	6月1日から9月30日まで
					船明ダムから気田川合流点下流部の淵「一の釜」(浜松市天竜区谷山239-2番地先)まで、及び雲名橋下流端から秋葉ダムまでの本流、天竜河内川	6月1日から12月31日まで
					気田川合流点下流部の淵「一の釜」から雲名橋下流端までの本流	11月1日から12月31日まで
					西川、小芋川、横山川	7月1日から10月31日まで
					二俣川、百古里川	7月1日から9月30日まで
			流し毛針釣 どぶ釣	流し毛針釣は針7本以内 どぶ釣は針2本以内  擬似針は毛針に限る(ビーズ等は使用禁止)	河口から船明ダムまでの本流、八幡川、一雲済川	6月1日から9月30日まで
					船明ダムから秋葉ダムまでの本流、天竜河内川	6月1日から12月31日まで
		西川、小芋川、横山川			7月1日から10月31日まで	
		二俣川、百古里川			7月1日から9月30日まで	
		ゴロ引	針は8本以内(釣針1本につきカギの数は2本以内)、リール禁止	旧国道天竜川橋下流端より下流の本流	8月1日から9月30日までの日の出から日没まで	
		うなぎ	うなぎうげ 餌釣 じゅず釣	うなぎうげは5本以内 餌釣の針は2本以内 じゅず釣のじゅずは2本以内	全区域	3月1日から9月30日まで
			捨針釣	1人5統以内、針は1統10本以内		3月1日から9月30日までの日没から日の出まで
		うぐい	餌釣 和式毛針釣 フライ釣 ルアー釣	餌釣の針は2本以内 和式毛針釣の針は1本 フライは2個以内 ルアーは1個	西川、小芋川、横山川、二俣川、百古里川を除く全区域	周年
					西川、小芋川、横山川、二俣川、百古里川	3月1日から10月31日まで
		あまご	餌釣 和式毛針釣 フライ釣 ルアー釣	餌釣の針は2本以内 和式毛針釣の針は1本 フライは2個以内 ルアーは1個	全区域	



		こい ふな	餌釣	針は2本以内	西川、小芋川、横山川、二俣川、百古里川 を除く全区域	周年
			西川、小芋川、横山川、二俣川、百古里川	3月1日から10月31日まで		
		おいかわ	餌釣	餌釣の針は2本以内	西川、小芋川、横山川、二俣川、百古里川 を除く全区域	周年
			流し毛針釣	流し毛針釣の針は5本以内	西川、小芋川、横山川、二俣川、百古里川	3月1日から10月31日まで
		にじます	餌釣	竿は1本以内とし、他の漁法と重複しないこと、針は2本以内	船明ダム上流の本流	3月1日から10月31日まで
					船明ダム下流の本流	周年
			和式毛針釣	竿は1本以内とし、他の漁法と重複しないこと、針は1本	船明ダム上流の本流	3月1日から10月31日まで
					船明ダム下流の本流	周年
		フライ釣 ルアー釣	竿は1本以内とし、他の漁法と重複しないこと、ルアーは1個、フライは2個以内	全域の本流	周年	
		わかさぎ	餌釣	竿は1本以内とし、他の漁法と重複しないこと、針は2本以内	横山橋下流端より下流の本流	1月1日から2月末日まで及び6月1日 から12月31日まで
22	佐久間ダム	あゆ	友釣	針4本、擬似おとり禁止、リール禁止 イカリ針4本1段以内又はチラシ針2 本以内	全区域	6月1日以降で組合が定め公示する日 から12月末日まで
			餌釣	針2本以内		
			ゴロ引	針10本以内		
		あまご	餌釣	針2本以内(コマセ釣禁止)	全区域	3月1日から9月30日まで
			和式毛針釣 フライ釣			
		おいかわ	餌釣	針2本以内(コマセ釣禁止)	全区域	3月1日から10月31日まで
			流し毛針釣	針5本以内		
		23	佐久間ダム 下伊那	こい	餌釣	針2本以内
刺網	網の全長11m以下のもの2張以内					
延縄	幹縄の長さ100m以下のもの4張以内					
24	阿多古川	あゆ	友釣	掛針はイカリ針1段4本以内、又はチラシ 針2本以内(擬似おとり、リール禁止)	全区域	6月1日から12月31日まで
			餌釣	針2本以内	天竜川境界点より下阿多古橋下流端	6月15日から12月31日まで
		にじます あまご	餌釣	針2本以内	全区域	3月1日から9月30日まで
			和式毛針釣	毛針は1本とし掛針の併用禁止		
			ルアー釣	ルアーは1本 ワーム、ワームオイルの使用禁止		
25	気田川	あゆ	友釣	イカリ針1段4本以内、又はチラシ針3 本以内、長さ7cm以内	全区域	6月1日から12月31日まで

			餌釣	針 3 本以内	気田川(天春橋下流端から下流)	8 月 15 日から 12 月 31 日まで
					上記以外の区域	9 月 1 日から 12 月 31 日まで
			どぶ釣	針 3 本以内	全区域	6 月 1 日から 12 月 31 日まで
			流し毛針釣			9 月 1 日から 12 月 31 日まで
		うなぎ	餌釣	針 1 本	全区域	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
		にじます	餌釣	針 1 本	熊切川(敷原堰堤上流端から上流)	3 月 1 日から 9 月 30 日までの日祝日
			和式毛針釣		上記以外の区域	1 月 1 日から 12 月 15 日まで
			フライ釣	針 1 本	熊切川(敷原堰堤上流端から上流)	3 月 1 日から 9 月 30 日までの日祝日
					気田川(春野町気田、気田川橋下流端から下流)	1 月 1 日から 5 月 31 日まで及び、 10 月 1 日から 12 月 15 日まで
					上記以外の区域	1 月 1 日から 12 月 15 日まで
		あまご	餌釣	針 1 本	熊切川(敷原堰堤上流端から上流)	3 月 1 日から 9 月 30 日までの日祝日
			和式毛針釣		上記以外の区域	1 月 1 日から 9 月 30 日まで
			流し毛針釣	針 3 本以内	熊切川(敷原堰堤上流端から上流)	3 月 1 日から 9 月 30 日までの日祝日
					上記以外の区域	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
フライ釣			熊切川(敷原堰堤上流端から上流)	3 月 1 日から 9 月 30 日までの日祝日		
			気田川(春野町気田、気田川橋下流端から下流)	3 月 1 日から 5 月 31 日まで		
			上記以外の区域	3 月 1 日から 9 月 30 日まで		
うぐい おいかわ	餌釣 流し毛針釣	餌釣の針は 1 本 流し毛針釣の針は 3 本以内	全区域	周年		
26	天竜川	あゆ	友釣	掛針は、イカリ針は 4 本 1 段以内、チラン・ヤナギ針は 3 段以内、チョウ針は 2 段以内、先針までのハリスは尾びれの先から 7 cm 以内、疑似おとり・リール禁止	全区域	6 月 15 日から 12 月 31 日まで
			餌釣	針 2 本以内		8 月 1 日から 12 月 31 日まで
		あまご	餌釣	針 2 本以内		3 月 1 日から 9 月 30 日まで
			ルアー釣	ルアーは 1 個		
			和式毛針釣	釣針 1 本		
フライ釣	フライは 2 個以内					
27	天竜川	あまご	餌釣	針 2 本以内	全区域	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
			ルアー釣	ルアー 1 個		
			和式毛針釣	釣針 1 本		
			フライ釣	フライは 2 個以内		
		わかさぎ	餌釣	竿は 1 本		

28	浦川	あゆ	友釣	イカリ針1段4本以内又はチラシ針2本以内、擬似おとり、リール禁止	全区域	6月1日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで			
		あまご	餌釣	針1本			3月1日から9月30日まで		
			流し毛針釣	針5本以内、リール禁止					
			和式毛針釣	針1本					
			フライ釣						
		おいかわ うぐい	ルアー釣	針2本以内		3月1日から11月30日まで			
			餌釣	針1本					
			流し毛針釣	針5本以内、リール禁止					
			和式毛針釣	針1本					
		29	入野	うなぎ		餌釣	竿5本以内	全区域	4月1日から10月31日まで
		30 31	都田川	あゆ		友釣	掛針はイカリ針の場合は1段4本以内、チラシ針の場合は2本以内、アユルアーもしくは擬似おとり禁止、リール禁止	全区域	6月1日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで
						餌釣	針2本以内		

別表（１）－２ 遊漁の制限区域

漁協名	魚種	漁法	区域	期間
伊東市松川	全魚種	全漁法	奥野ダム軸上流300mから付替トンネル下流端	周年
			奈畑川合流点から伊東市十足字奈畑408-1地先に設置した基票及び奈畑川	
			奥野ダム付替トンネル下流端から八代田橋上流端	
東伊豆	全魚種	全漁法	白田川落合橋上流端から堰口川橋下流端まで	周年
	あゆ	同上	河口から第2堰堤下流端まで	10月1日より12月31日まで
	あまご	同上	国有林内(通称檜山より上流)	周年
河津川	もくずがにを除く全魚種	全漁法	豊泉橋上流端から河口まで	10月11日から12月31日まで
稲生沢川	全魚種	全漁法	下田市立野本郷橋上流端より新下田橋上流端	10月11日から11月15日まで
			下田市河内志戸松尾堰堤上流端(魚道流入口)より下流50m	周年
那賀川	全魚種	全漁法	那賀川の伏倉橋上流端から浜丁橋下流端まで 岩科川の柳原橋上流端から松崎橋下流端まで	10月11日から11月15日まで
	おいかわ	同上	那賀川の吉田前堰堤より上流	5月1日からあゆ解禁日前日
			上記以外の全区域	4月16日からあゆ解禁日前日
仁科川	全魚種	全漁法	岩谷戸堰堤より築地橋上流起伏堰	11月1日から11月30日まで
狩野川	全魚種	全漁法	狩野川、石堂橋上流端から永代橋上流端まで	10月11日から11月30日まで
			各魚道上下5mの区域	周年
			やな、瀬張網の設置場所上流50m	当該漁具の設置期間
			柿田川上流右岸側字泉川添260番地、左岸側字泉112番地のそれぞれの上流端を結ぶ線より上流	周年
			柿田川上流右岸側字泉川添260番地、左岸側字泉112番地のそれぞれの下流端を結ぶ線より下流	10月11日から11月30日まで
	宮田橋上流端より上流の狩野川本支流、伊豆市梅木発電所取水堰堤より上流の大見川本支流	1月1日から2月末日まで		
	あゆ	全漁法	柿田川上流右岸側字泉川添260番地、左岸側字泉112番地のそれぞれの下流端を結ぶ線より柿田橋上流端まで(ただし、柿田橋より上流約30mの、子供及びその関係者による釣を優先する区域として別途設定する場合は除く)	周年
富士宮市	全魚種	全漁法	清水川清水橋下流	周年
芝川観光	全魚種	全漁法	富士宮市、東京発電株式会社猪之頭堰堤上流端から上流へ100m、下流へ100m	周年
			富士宮市、中部電力株式会社川合堰堤上流端から上流へ100m、下流へ100m	

			富士宮市、久保大橋上流 120mに存在する堰堤の上流端から、中部電力株式会社大久保堰堤の上流端から下流へ 400m	
	全魚種	餌釣	にじます特定区	周年
	あゆ	全漁法	キャッチアンドリリース区間	3月1日から10月15日まで
			にじます特定区	周年
興津川	全魚種	全漁法	各堰堤魚道上下 10mの区域	周年
			各堰堤下流 10mの区域	
	あゆ	同上	八木間新浦安橋上流端から河口まで	10月11日から12月15日まで
			全区域	午後7時から午前5時まで
安倍藁科川	全魚種	全漁法	藁科川、静岡市葵区坂ノ上中部電力株式会社清沢堰堤上流端から上流へ 100m、下流へ 100m	周年
			藁科川、静岡市葵区日向中部電力株式会社大川堰堤上流端から上流へ 200m、下流へ 200m	
			中河内川、静岡市葵区桂山堰堤上流端から上流へ 100m、下流へ 100m	
			安倍川、静岡市東名安倍川橋上流端から河口	
			黒檜沢全域	
			中尾沢、原橋上流端から上流	
			大門川、山崎1丁目の緑橋下流端から下流	
			安倍川、静岡市安倍川大橋上流端から下流東名安倍川橋上流端	
	藁科川、静岡市藁科川橋上流端から下流安倍川合流点			
	おいかわ	餌釣 毛針釣	全区域	5月6日～あゆ解禁日前日
	全魚種(中学生以下の遊漁者を除く)	全漁法	安倍川、野田平公園前 100m 平野橋上流端から上流 100m	(別表1-1)の規定どおり
瀬戸川朝比奈川	全魚種	全漁法	瀬戸川、朝比奈川合流点下流入江橋から河口まで	10月1日から12月31日まで
			瀬戸川、宮原頭首工上流端から下流 40m	周年
大井川、新大井川	全魚種	全漁法	中部電力株式会社奥泉ダムの下流端から下流 200m	周年
			国土交通省長島ダムの下流端から市代橋下流端まで、及び同ダムの上流端から上流 500m	
			国土交通省長島ダム閑蔵水位観測所から上流 5m、下流 5m	

			中部電力株式会社大井川ダムの上流端から上流へ200m、下流端から下流へ200mの大井川		
			中部電力株式会社塩郷堰堤上流端から上流へ100m、下流端から下流へ100mの大井川		
			島田市伊太字笹ヶ久保 1519-18 地先の赤松放水口下流端から(仮称)赤松リバティ橋まで		
			谷口橋下流端から河口まで	10月11日から12月31日まで	
			東海道新幹線大井川橋下流端から河口まで	1月1日から5月31日まで	
			中部電力株式会社千頭ダムの上流端から上流へ200m、下流端から下流へ200m	周年	
			中部電力株式会社大間ダムの上流端から上流へ100m、下流端から下流へ100m		
			中部電力株式会社寸又川ダムの上流端から上流へ100m、下流端から下流へ100m		
			中部電力株式会社大間川堰堤の上流端から上流へ100m、下流端から下流へ100m		
			中部電力株式会社栗代川堰堤の上流端から上流へ100m、下流端から下流へ100m		
			中部電力株式会社榛原川堰堤の上流端から上流へ100m、下流端から下流へ100m		
			中部電力株式会社笹間川ダムの上流端から上流へ100m、下流端から下流へ100m		
			中部電力株式会社川口発電所専用道路橋から大井川への合流点		
井川	全魚種	全漁法	東俣堰堤上下流端から上下流へ100m		周年
			西俣堰堤上下流端から上下流へ100m		
			奥西河内堰堤上下流端から上下流へ100m		
			赤石沢堰堤上下流端から上下流へ100m		
			聖沢堰堤上下流端から上下流へ100m		
			木賊堰堤上下流端から上下流へ100m		
			滝見堰堤上下流端から上下流へ100m		
			赤石ダム上下流端から上下流へ200m		
			畑薙第一ダム上下流端から上下流へ500m		
			畑薙第二ダム上下流端から上下流へ300m		
			畑薙第二発電所放水口の上流端から上流へ100m、下流端から下流へ150m		
			静岡市葵区井川ダム上下流端から上下流へ500m		
			明神川、外山沢、倉沢		

			西俣川中部電力取水堰堤上流端から上流の西俣川、北俣、小西俣 東俣川(大井川)中部電力取水堰堤から上流 西俣川と悪沢の合流部から西俣川上流へ200m 大井川と千石沢の合流部から大井川上流へ50m、下流へ200m 大井川と蛇沢の合流部から大井川上流へ300m 大井川と奥西河内川の合流部から大井川上流へ450m、下流へ200m 滝見橋の900m下流部から下流へ300m 赤石沢橋上流端から上流へ300m 大井川と胡桃沢の合流部から大井川上流へ300m 大井川と紅葉沢の合流部から大井川上流へ200m 畑薙橋の700m上流部から上流へ200m	
原野谷川	全魚種	全漁法	組合が指定する繁殖保護淵(大和田・孕丹地域、萩間地域、居尻地域、泉地域各1か所ずつ)	周年
天竜川(内共21号)	全魚種	全漁法	浜松市天竜区龍山町電源開発株式会社秋葉ダム下流端から下流へ200m	周年
			浜松市天竜区龍山町電源開発株式会社秋葉第二発電所放水口から上流へ100m、下流へ150m	
			浜松市天竜区電源開発株式会社秋葉第一発電所放水口上流端から上流へ100m下流へ200m	
			二俣川二光滝上流で組合が指定した禁漁区、特別漁区	組合が公示する期間
			二俣川二光滝に設置した魚道上流端から50m	4月16日から6月15日まで
			浜松市天竜区船明電源開発株式会社船明ダム堰堤上下流端から上下流へ500m	周年
			浜松市天竜区横山町電源開発株式会社秋葉第三発電所放水口上流端から上流へ100m、下流へ200m	
			浜松市天竜区龍山町白倉地先竹十淵から南沢合流点までの西川	
			小芋川の西川合流点から上流600m砂防堰堤まで	
天竜川右岸県道天竜東栄線との接点(A点、浜松市天竜区渡ヶ島39-8)、A点と鳥羽山公園警告灯(浜松市天竜区二俣町二俣2395-22)を結ぶ線と天竜川本流の水面中心線の交点(B点)、阿多古川左岸堤防の延長線と天竜川本流の水面中心線の交点(C点)、阿多古川左岸天竜川との境界(D点)、以上4点を順に結んだ線で囲まれた区域				

			浜北大橋上流端から河口まで	10月1日から11月15日まで
			二俣二光滝上流端から二俣川河口(浜松市天竜区二俣町二俣字南山2396番60と浜松市天竜区二俣町二俣字南山2396番21を結ぶ線)まで	周年
	全魚種(18歳以下の遊漁者を除く)	全漁法	二俣川二光滝上流端から双竜橋上流端	(別表1-1)の規定どおり
佐久間ダム(内共22号)	全魚種	全漁法	電源開発株式会社佐久間第二発電所放水口上流端から上流へ150m、下流端から下流へ250m	周年
			電源開発株式会社秋葉堰堤上流端から上流へ500m	
佐久間ダム、下伊那(内共23号)	全魚種	全漁法	佐久間ダム堰堤上流端から上流へ1,000m	周年
			新豊根発電所放水口上下流端から上下流へ1,000m	
			早木戸発電所放水口上下流端から上下流へ100m	
			水窪発電所放水口上下流端から上下流へ150m	
			平岡発電所放水路下流130m	
阿多古川	全魚種	全漁法	天竜川境界点より平田大橋下流端まで	周年
			上野東光洲の下流端から上流端までの約80m間	
			瀬戸洲の上下流約100m間	
			熊東橋上流堰堤より松山橋下流端まで	
気田川	あまご、にじまず除く全魚種	全漁法	熊切川、敷原堰堤上流端から上流及び中山川、松沢堰堤上流端から上流	周年
	全魚種	全漁法	浜松市天竜区水窪町、中部電力株式会社豊岡堰堤上下流端から上下流へ100m	
			浜松市天竜区春野町、中部電力株式会社気田堰堤上下流端から上下流へ100m	
			浜松市天竜区水窪町、電源開発株式会社門桁取水堰堤上下流端から上下流へ100m	
			浜松市天竜区春野町、気田頭首工本体及び同頭首工から下流へ20m	
あゆ	友釣を除く全漁法	熊切川、春野町長蔵寺字落石地内から下流、小島橋上流端	6月1日から9月30日まで	
		杉川、宮下橋下流端から下流、杉川橋上流端		
		気田川、平木大橋下流端から下流、久里崎橋上流端		
		気田川、前島橋下流端から下流、一草橋下流端から下流300m		
		気田川、秋葉橋下流端から下流、天春橋上流端		
		気田川、小川字ヤナゼ地内から下流、門原砂利採取場		



			気田川、小川松間河内川合流点から下流、小川中島 (消防進入路)	
天竜川(内 共 26 号、 内共 27 号)	全魚種	全漁法	水窪川有本取水ダムより上下 100m	周年
			水窪発電所がいきょより上下 100m	
			西渡(切開)堰堤上流端から上流へ 100m	
			有本取水堰堤から水窪ダム湖への注水口上下 100m	
			水窪ダム堰堤上流端から上流へ 500m、下流端から下 流へ 500m	
入野	全魚種	全漁法	産卵築瀬	周年

別表（２）遊漁料の額及び納付の方法（単位；円）

漁協名	日料金	年料金	特別料金	特殊料金（※1）	付加額（※2）	納付場所	大会料金
伊東市松川	(あゆ、あまご、にじます) 1,000	(あゆ) 6,000 (あまご、にじます) 10,000		(中) 年料金 1,000 (小) 無料	500	組合が定め公示する場所	その都度定める
東伊豆	(全魚種) 1,000	(全魚種) 5,000		(中)以下、(老)、(身)、(知)、(精) 1/2 相当額	500	同上	にじます 大人 2,000 (中)以下 1,000
河津川	(おいかわ以外) 1,000 (おいかわ) 500	(全魚種) 6,000		(中)以下無料 (肢) 1/2 相当額	500	同上	あゆ、にじます、あまご 大人 3,000 (小)(中) 1,000 (肢) 1,500
稲生沢川	(おいかわ以外) 1,000 (おいかわ) 400	(おいかわ以外) 6,000		(小)、(中)無料 (肢) 1/2 相当額	500	同上	あゆ、あまご 大人 3,000 (小)(中) 1,000 (肢) 1,500
那賀川	(あゆ、あまご) 1,000 (おいかわ) 500	(あゆ、あまご) 6,000 (おいかわ) 4,000		(小)無料	500	同上	あゆ、おいかわ 大人 3,000 以下 (中)(小) 1,500 以下 とし、理事会で決定
仁科川	(あゆ、あまご、うなぎ) 1,000 (おいかわ) 300	(あゆ、あまご、うなぎ) 6,000 (おいかわ) 2,000		(小)無料	500	同上	その都度定める
狩野川	(全魚種) 2,000 (あまご、にじます) 1,800 (こい、おいかわ、うぐい) 1,000	(全魚種) 13,000 (あまご、にじます) 8,000 (こい、おいかわ、うぐい) 4,000 (もくずがに) 8,000 にもじり1個当り 1,300 加算	(にじます)黄瀬川特別区 日料金 2,800 日料金(現場で監視員に直接納付) 5,600 1期間 7,000	(中)以下無料 (身) 1/2 相当額	遊漁料金に同額	同上	あゆ(2日間) 7,000 あゆ解禁(一般) 3,500 あゆ解禁(年鑑章所持者) 2,000 にじます、あまご 2,100
鮎沢川	(全魚種) 連続する2日間 2,000	(全魚種) 5,000		(中)以下無料 (高)年料金 2,000	1,000	同上	にじます、あまご 5,000 以下 (年券所持者は免除)
富士宮市	(全魚種、特定区外) 1,000	(全魚種、特定区外) 3,500	(全魚種)特定区(神田川神幸橋下流端から神田宮橋上流端) 日料金 1,500	(中)特定区外 日料金 1,000 年料金 1,500 (小)特定区外無料	500	同上	にじます 大人 3,000 (中)以下 1,500

芝川観光	(全魚種特定区を除く) 1,500	(全魚種特定区を除く) 6,000 (あまご、にじます特定区を除く) 3,500	(あまご、にじます特定区) 日料金 2,000 (にじます特定区)遊漁証保証金 1,000 (遊漁証返却時に払い戻す)	(小)、(中)無料 (肢) 1/2相当額  にじます特定区 (小)無料 (中)1,000 (女)1,500 年間遊漁証所持者 1,500	500	同上	あゆ、あまご、にじます、あまご・にじます 大人((中)以上) 4,000 (小) 1,500
興津川	(蟹もじり及びびうなぎ置針釣を除く全魚種) 1,500 (あまご、にじます) 1,500 (おいかわ) 300	(蟹もじり及びびうなぎ置針釣を除く全魚種) 7,000 (もくずがに(蟹もじりは2本以内)) 1本 1,500、2本 3,000 (うなぎ(置針5本以内)) 1本 500、5本 2,500 (あまご、にじます) 7,000 (おいかわ) 1,000		(中)無料 (高)、(女)、(身) 全魚種・全期間 500	1,000	同上	あゆ 大人((高)以上)2,000 (小) 800 (中)(女)(身) 1,000 にじます 大人((高)以上)3,000 (小) 800 (中)(女)(身) 1,500
安倍藁科川	(おいかわ及び特定区域を除く全魚種)1,500 (おいかわ) 無料	(おいかわ除く全魚種) 7,000 (おいかわ) 無料	(にじます、あまご)黒俣川管理釣り場(漁業センター) 日料金 (中)以上 2,000 (小) 1,000 (あまご)梅ヶ島金山ダム下流端から井戸沢合流点までの安倍川 日料金 (中)以上 3,000 (小) 1,500	(おいかわ及び特別料金区域を除く) (中)以下無料 (女)、(身)、(精)、(知) 日料金 1,000 年料金 4,000	1,000	同上	にじます (中)以上 3,000 (小) 1,500
瀬戸川朝比奈川	(あゆ、あまご、あゆ(あゆ追だも除く))1,000 (あゆ追だも) 1,500 (おいかわ) 300	(あまご、あゆ(あゆ追だもを除く)) 4,000 (あゆ追だも) 7,000			おいかわ 300 その他 500	同上	
大井川、新大井川	(あゆ、餌釣り除く全魚種) 1,000 (あゆ(餌釣を含む)、う)	(あゆ餌釣り除く全魚種) 5,000 (あゆ(餌釣を含む)、う)		(高)以下無料 (身)、(知)、(精) 1/2相当額	1,000	同上	あゆ 大人 3,000 (高)以下(女)(身)(知)(精) 1,500

	なぎ、あまご) 2,000	なぎ、あまご) 10,000					あまご 大人 2,000 (高)以下(女)(身)(知)(精) 1,000
井川	(全魚種) 1,000	(全魚種) 4,000	(特定区) 日料金 4,000 半日料金 2,000	特定区を除く (小)以下無料 (中)、(肢) 日料金 500 年料金 2,000	1,000	同上	あまご 大人 4,000 (中)(小) 1,000
原野谷川	(全魚種) 1,000	(全魚種) 5,000	(冬季にじます 特別区) 日料金 1,000 1 期間 4,000	(小)以下無料 (中)、(肢) 1/2 相当額	1,000	同上	あまご・にじます 大人 3,000 (小) 1,000
太田川	(あゆ、うなぎ、あまご (特別区を除く)、おい かわ) 1,500 (あまご)特別区 3,500	(あゆ、うなぎ、あまご (特別区を除く)、おい かわ) 7,000	(餌釣特別区) 日料金 (中)以下1名500 (高)以上1名 1,500 (中)以下2名以 内と(高)以上2 名以内の計4名 以内グループ 3,000 (高)以上計2名 グループ 2,500 1 期間 (中)以下1名 2,000 (高)以上1名 10,000	(小)以下無料 (老)、(中)、(身)、(女) 1/2 相当額	500	同上	あゆ (高)以上 3,000 (小)(中)(身) 1,500 あまご (高)以上 3,500 (小)(中)(身) 1,750
天竜川(内 共 21 号)	(全魚種) 2,000	(全魚種) 7,000 (あゆを除く全魚種) 5,000	(にじます、ルア ー・フライ専用区 (船明ダムから秋 葉ダムまでの本 流)) 日料金 1,000 11 月 1 日から翌 2 月末日まで 4,000	18 歳以下無料 区域内(身)、(知)、(精) 年料金 1/2 相当額	1,000	同上	あゆ友釣、あゆ毛針釣、あま ご、にじます 大人 6,000 18 歳以下 3,000
佐久間ダ ム(内共 22 号)	(あゆ) 2,000 (あまご、おいかわ) 500	(あゆ) 15,000 (あまご、おいかわ) 2,500		(中)以下無料	1,000	同上	その都度定める
佐久間ダ	(こい)餌釣 300	(こい)		(小)以下無料	300	同上	

ム、下伊那 (内共 23 号)		餌釣 1,540 刺網、延縄 3,090		(中)、(身)、(老) 餌釣：日料金 150 年料金 750 刺網・延縄：年料金 1,500			
阿多古川	(あゆ、あまご、にじま す) 2,000	(あゆ) 友釣(餌釣を含む)6,000 餌釣 5,000 (あまご、にじま す) 4,500		(中)以下無料 (身)、(精)、(知)1/2 相当額	1,000	同上	その都度定める
気田川	(あゆ、にじま す、あま ご) 1,500 (うなぎ、うぐ い、おい かわ) 500	(あゆ、にじま す、あま ご(特別料金区域を除 く)) 7,000	(にじま す、あま ご)熊切川敷原 堰堤上流端から 上流の区域 日料金 3,000	(特別料金区域を除く) (中)以下無料 (身) 1/2 相当額	1,000	同上	あゆ 大人 2,000 (中)(身)(老)(女) 1,500 (小) 800 にじま す、あま ご 大人 3,000 (中)(身)(老)(女) 1,500 (小) 800
天竜川(内 共 26 号)	(あゆ、あま ご) 2,000	(全魚種) 7,000 (あまご) 5,000		18 歳以下無料 区域内(身)、(知)、(精) 年料金 1/2 相当額	1,000	同上	別途定める
天竜川(内 共 27 号)	(全魚種) 2,000	(全魚種) 5,000		18 歳以下無料 区域内(身)、(知)、(精) 年料金 1/2 相当額	1,000	同上	別途定める
浦川	(あゆ) 2,000 (あまご、おい かわ、う ぐい) 500	(あまご、おい かわ、う ぐい) 2,500		18 歳以下無料	1,000	同上	その都度定める
入野	(うなぎ)無料	(うなぎ)無料					
都田川	(あゆ) 解禁日から 3 日間 2,000 それ以降 1,500	(あゆ) 6,000		(小)無料 (中)、(高)1/2 相当額	500	組合が定め公 示する場所	あゆ 大人 2,500 (小)(中)(高) 1,250

- (注) (※1) 特殊料金は小学生(小)、中学生(中)、高校生(高)、身体障害者(身)、肢体不自由者(肢)、知的障害者(知)、精神障害者(精)、満 70 歳以上の高齢者(老)、女性(女)に対する料金である。
- (※2) 遊漁する場所で漁場監視員に納付する際、遊漁料金に付加して納付する金額である。